

2026 年 6 月 4 日

〒160-0022  
東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル 5 階  
東京共同法律事務所  
弁護士 木下 徹郎 殿

〒105-7140  
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 汐留シティセンター  
ANA ホールディングス株式会社

## 2026 年 5 月 19 日付「通知書」に対するご回答

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2026 年 5 月 19 日付の貴信「通知書」につきまして、過日確かに受領いたしました。

当社グループといたしましては、引き続き『ANA グループ人権方針』および『ANA グループ調達方針』に則り、対応してまいります。

敬具